

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名		廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の改正による法定耐用年数の短縮</p> <p>別表第二 機械及び装置の耐用年数表 現在、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数 17 年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ短縮する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要	<p>政策目的</p> <p>実態との乖離の是正</p> <p>廃棄物処理業用設備（パワーショベル等）については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数（17 年）を待たずして、早期に更新されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態に合わせる必要がある。</p> <p>施策の必要性</p> <p>廃棄物処理業用設備（パワーショベル等）については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数（17 年）を待たずして、早期に更新されているのが現状である。そのため、法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った法定耐用年数を設定しなければ、新たな設備への買替えを阻害するおそれがある。</p> <p>また、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者にとって、使用実態に見合った減価償却がなされない場合には、新たな設備投資・事業展開が阻害され、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある。</p>		
	今 回 の 要 望 に	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			廃棄物処理業用設備が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。
租税特別措置の適用又は延長期間			平成 24 年度以降

		同上の期間中の達成目標	廃棄物処理業用設備が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 200 事業者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を改正する必要がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を改正する必要がある。
	用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	-
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を改正する必要がある。	

	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-